

第3章 公害の実態

第1節 「公害」の意味

環境基本法（平成5年法律第91号）において「公害」とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動、その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」とされており、この7種類の公害を「典型7公害」といいます。なお、この「生活環境」には人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生育環境も含まれています。

第2節 苦情件数

(1) 種類別苦情件数

(単位：件)

年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	合計
R2	3	8	1	15	0	0	66	26	0	119
R3	4	5	0	6	0	0	64	21	0	100
R4	0	7	0	16	2	0	98	42	0	165
R5	1	23	0	16	0	0	96	54	0	190
R6	0	4	0	4	0	0	74	37	0	119

※野外焼却に関する苦情件数は、悪臭に計上しています。

(2) 発生源別苦情件数 (令和6年度)

(単位：件)

	製造業	建設業	運輸業	卸売・小売業	農業	サービス業	家庭	その他	合計
大気汚染									0
水質汚濁		3						1	4
土壌汚染									0
騒音		2					1	1	4
振動									0
地盤沈下									0
悪臭		1			39			34	74
廃棄物投棄								37	37
その他									0
合計		6			39		1	73	119



悪質な廃棄物投棄の現場

第3節 「環境基準」の意味

環境基準とは、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定めるもので、行政上の政策目標です。

個々の工場・事業所から排出される汚染物質の許容限度を排出基準というのに対し、環境基準とは個々の工場・事業所から排出される汚染物質等の重合・集積によって生じる地域全体の環境汚染の改善目標を示すものです。

環境基本法第16条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について環境基準が設定されています。排出基準が事業者に対して法の強制力を伴っているのに対し、環境基準は事業活動を規制するものではありませんが、各種の施設などの施策を講じる際の根拠となっています。